第3の時代の防災教育に向けて

An Approach to Disaster Education in the Development Phase 3 of the Japanese Disaster Management

関西大学 社会安全学部

城 下 英 行

Faculty of Societal Safety Sciences, Kansai University

Hideyuki SHIROSHITA

Abstract

Disaster education is usually understood as transmitting knowledge from experts on disaster risk reduction (DRR) to the uninitiated or developing skills of the uninitiated by the experts. However, this fixed relationship between the experts and the uninitiated does not seem to solve the problem related to disaster management. After the 2011 Great East Japan earthquake and subsequent the Fukushima Daiichi nuclear power plant accident have been described as 'unimaginable events' in Japan. However, the above-mentioned disaster education cannot tackle the unimaginable events. This is because these unimaginable events might have been unimaginable just for the experts on DRR. In other words, there was a possibility that some of the uninitiated had recognised the risk of these unimaginable events.

In addition, this fixed relationship makes the uninitiated passive. The experts emphasise the importance of the uninitiated people's involvement in disaster management. However, this fixed relationship inhibits the participation of the uninitiated in DRR. Thus, in most cases chances of participation given to the uninitiated are pseudo, i.e. the experts on DRR do not appreciate the practice of the uninitiated. The uninitiated people lose their interests in either learning about disasters or participating in DRR activities. Thus, the experts usually do not learn any ideas related to their area of expertise from the uninitiated.

In order to unfix the relationship between experts and the uninitiated, new approach to disaster education is proposed. This new approach is based on the progression of medicine that faces the same issue and is trying to tackle the issue by expanding the discipline to regain the patients' independence.

Key Words

Disaster education, unimaginable, independence, 2015 Nepal earthquake, 2016 Kumamoto earthquake

1. はじめに

2016年4月に発生した熊本地震では、観測史 上3度目となる震度7を益城町と西原村で記録 し, 熊本県を中心に死者 161 名, 全壊家屋 8000 棟以上という大きな被害を出した[19]. 熊本地震 によって露呈した防災上の課題は、さまざまに 存在するが、本稿は、それらの課題群のうち防 災教育を取り上げるものである. 熊本地震の被 災地においても防災教育に対する理解は広がっ ており、例えば、熊本県教育委員会や益城町教 育委員会では、今後の防災教育のために地表に 現れた断層を保存しようという動きがある[1]. 防災教育は、防災活動の中では、事前準備にあ たる部分への貢献が大きいことから、今後、再 び同じような不幸を繰り返さないために、何を すべきなのかを議論することが重要であるとい える. とはいえ. 本稿執筆の時点では. 熊本地 震の発生から1年も経過しておらず、具体的な 課題を整理し、それらの解決策を示すことは困 難である.

そこで、本稿では、今後、被災地をはじめ、 日本各地で防災教育を展開する際にいかなる防 災教育を目指すべきなのかについて、やや大局 的な見地から提案を行うこととする。とりわけ、 第3の時代^[2]といわれる現在の日本の防災対策 の特徴を踏まえつつ、望ましい防災教育のあり 方を展望する.

2. 知識伝達としての防災教育

日本の防災教育は、1995年の阪神・淡路大震災を契機に本格的に開始された^[2]. もちろんそれまでにも個別の防災教育の取り組みは存在したが、それらは時間的、空間的に限定的なものであり、現在のように広がりを持ち、かつ継続的に取り組まれることはなかった。したがって、阪神・淡路大震災を起点にするのであれば、日

本の防災教育の歴史は、20年程度であり、地震学(日本地震学会の設立は1880年)や建築学(日本建築学会の設立は1886年)といった他の防災の領域に比較して、その歴史は短い。

一方で、多数の人々にとって最も身近な教育 である学校教育の成立は、1872年の学制まで遡 ることができ、また、現在の学校教育制度の起 点を戦後の教育改革とみても、70年以上が経過 している. そのため、防災「教育」であっても 教育と言う言葉が含まれるため、現在の学校「教 育」と同じような教育活動と捉えられがちであ る[2]. 現在の学校教育の特徴とは、文部科学省 が告示する学習指導要領によってその指導内容 が決められ、また、その内容に準拠した検定教 科書を用いることで全国で同一の内容を指導す るというものである. また、その内容をどの程 度理解し、記憶しているのかということが、定 期試験や入学試験というかたちで評価されるた め、学校教育は教師が教えた知識や技術といっ た内容を生徒が理解、記憶するという活動とな っていることが一般的である. こうした学校教 育のかたちは、例えば高木が「ダイナミックな 静止」と呼ぶように^[3]. 日本ではそれが当然の ものとして理解されているだけであり、絶対的 な教育のかたちではない. しかし. 上述の通り. 日本の学校教育の歴史は防災教育に比して長い ため、結果として、防災教育も日本の学校教育 を支える教育観 — 教育とは知識・技術の伝達 である — の影響を強く受けている. この教育 観のみを防災教育の拠り所にするという考えは 根強く、現在においても防災教育を支える中心 的な教育観であるといえる、それは、例えば 2016年の熊本地震を受けて、文部科学省と気象 庁が2017年2月に発行した『活断層の地震に備 える』[4]という冊子にも現れている.この冊子発 行の趣旨として文部科学省は、「平成28年(2016 年) 熊本地震は、『陸域の浅い場所』で発生した

地震で、甚大な被害が生じました. このことを踏まえて、住民一人ひとりが『陸域の浅い地震』をよく理解して、事前の備えを促進していただけるよう、文部科学省と気象庁が共同で普及啓発資料『活断層の地震に備える一陸域の浅い地震―』を作成しました. [5]」とあり、そこには、事前の備えのためには「陸域の浅い地震」について理解することが必要であるという考えが存在しているといえよう. もちろん、こうした最新の科学に基づいた知見を伝え、市民が科学的な知識、技術に基づいて対策を行うことの重要性は改めて指摘するまでもない. 例えば矢守は2016年の熊本地震においてもそうした知識・技術に従って準備しておくことが役立ったことを指摘している[20].

しかし、こうした科学的な知識や技術を市民に伝達するだけでは、防災教育としては不十分ではないかと思われるのである。それは、例えば、家具の転倒防止をしない理由[6]が、「やろうと思っているが先延ばしにしてしまっているから」や「面倒だから」がその主たる理由となっており、知識・技術が必ずしも行動に結びついていないから不十分だと言っているのではない。(もちろん、知識・技術を直接的に行動に結びつける方法も検討される必要はある。) そうではなく、科学的な知識や技術が一方的に伝達されることで科学や技術への信頼が過剰なまでに厚くなり、それが新たなリスクとなるのではないかという懸念から、不十分だと指摘しているのである。

3. 知識伝達のみの防災教育の問題点(1) 一想定外の問題

2011年の東日本大震災の際に多用された言葉に「想定外」がある。津波による鉄筋建物の破壊や福島第1原子力発電所事故などは、想定外の事態として、形容された。2016年の熊本地震

においても、想定外という言葉はマスメディア によって多用されており、例えば、2016年の1 年間で朝日新聞では56回、読売新聞では54回 用いられている(1). 想定外という言葉は一般的 な用語となりつつあり、その用いられ方は多様 であり、上記の2社の新聞においても記事によ ってその意味合いは異なっている。柳田は、そ の著書『「想定外」の罠―大震災と原発』[7]の中 で、「想定外」という語についての語法を次の3 つに分類している。第1は、「本当に想定できな かったケース」である。第2は、「ある程度想定 できたが、データが不確かだったり、確率が低 いと見られたりしたために、除外されたケース」 である。そして、第3が、「発生が予測された が、その事態に対する対策に本気で取り組むと、 設計が大がかりになり投資規模が巨大になるの で、そんなことは当面起こらないだろうと楽観 論を掲げて、想定の上限を線引きしてしまった ケース」である。これらの中で、第2と第3の ケースも確かに想定外として説明されてはいる が、これらは真に想定外と言えるのであろうか. 第2のケースでは、柳田自身が「ある程度想定 できた」と書いていることからも明らかなよう に、想定していたにも関わらず、対策などを行 わなかったケースであり、その事象を過小に評 価していたことから「過小想定」と言い換える ことができる。また、第3のケースでは、「発生 が予測された」とあり、想定ができているにも かかわらず、上限を線引きしてしまっているこ とから、その事象は「想定以上」と言い換える ことができよう. したがって. 柳田の分類に従 うならば、「想定外」と呼ばれるべき事象という のは、第1のケースの「本当に想定できなかっ たケース」のみとなる. しかし, こうした「真 の想定外」とでも呼ぶべき本当に想定できなか ったケースは、存在しうるのだろうか.

東日本大震災の際の津波や原発の事故は、本

当に誰も想定できなかったのであろうか.「真の 想定外 | は Black Swan (コクチョウ) と英訳 することができるが^{[8][9]}, これにしても, オラ ンダ人がそれまで存在し得ないと思っていたコ クチョウを17世紀の終わりにオーストラリアで 発見したため、オランダ人にとっては真の想定 外であったが、オーストラリア人にとっては、 想定外でも何でもなかったはずである. すなわ ち、「真の想定外」の問題とは、誰にとっての 「真の想定外」であるのかということが重要な点 となってくる. すなわち, 人類誰もが想定でき ていなかったような事態に直面した時. その事 態に対する対策ができていないのは、誰も想定 し得ない事象であるため、やむを得ないことで ある。しかし、たった一人であっても、想定で きていたにも関わらず、その意見が容れられず、 対策が取られなかったときに、「真の想定外」は 問題として立ちあらわれてくるといえる. 換言 すれば、特定の人にとってだけの「真の想定外」 になっているような事象に直面することが、不 幸なのである.

東日本大震災以降、想定外という語が多用さ れていることは指摘したが、この想定外という 語は、市民のみならず専門家もまた用いている (例えば、公益社団法人日本地震学会 東北地方 太平洋沖地震対応臨時委員会[10]). 市民にとっ てだけの「真の想定外」のみが存在しているの であれば、防災教育として専門家から市民に対 して、知識・技術を伝達すればよいこととなる. しかし、現実には、上述のように専門家にとっ ての「真の想定外」も存在している.これは. 専門家が依拠する科学が内包する不確実性によ るのであるが、そもそも科学に不確実性が存在 することは科学技術社会論分野では当然のこと とされている (例えば、小林 (2007)[11]、藤垣・ 廣野(2008)[12]など). そして、科学技術社会論 分野では、科学の知識を一方的に伝えるだけの モデル(欠如モデル)だけでは、科学の不確実性を適切に伝えることができないことが指摘されている^[12]. 想定外という言葉に代表される防災科学の不確実性の問題を解決するためには、知識・技術の伝達のみを教育と考える防災教育観から脱却せねばならないのである.

4. 知識伝達のみの防災教育の問題点(2) 一失われる主体性

想定外の問題に加え、知識・技術の伝達のみ を教育と考える防災教育には,教育を受ける側, すなわち学習者を受け身にしてしまうという問 題もある. フーコーは、学校という装置を監獄 に例えて、以下の様な特徴をもっていると説明 する[13]. すなわち学校は、監獄と同じく監視、 賞罰、試験の3つのメカニズムに支えられてい るという. 試験によって能力が測定され. それ は成績として可視化される. また. その成績に 応じて、賞罰が与えられるシステムになってい る. そして、生徒らは、このシステムの中で良 い成績を取れるように自らの振る舞いを統制す ることとなる. フーコーの言葉を借りるならば 「人は進んで自ら律するという意味で主体的な存 在になるが、それは同時に、今ある秩序を支え るために進んで自分の自由を手放し、 今ある秩 序に『主体的』に服従することでもある[13]」.

阪神・淡路大震災以降, 防災の主体として, 自助・共助の重要性, すなわち市民一人ひとり や地域での取り組みの重要性が指摘されている が, それぞれが自助・共助の枠組みの中で「主 体的」に防災に関与できているかと言われれば, その内実は怪しいと言わざるを得ない. フーコーが指摘したような問題は, すでに指摘した通り, 現状の防災教育が学校教育と同様の教育観に依拠していることから, 防災教育にもそのまま当てはまるのではなかろうか. 防災の主体形成を問題意識において, さまざまな実践に取り 組まれているのは^[14],こうした指摘がはなはだ的外れではないことを示す一つの証左であろう.しかし、防災においてその主役となるべく市民一人ひとりや地域という共同体がその活動に主体的に取り組めていないことはいかなる問題となるのであろうか.現状は、主体性こそ無いかもしれないが、専門家の努力のおかげで、結果として何とか災害を乗り切っているという見方もできよう.

日本の防災対策の歴史は、1961年を境に第1 の時代と第2の時代に分けることができる[2].2 つの時代を分かつものは、1959年の伊勢湾台風 の反省を踏まえて同年に制定された災害対策基 本法である. この基本法の制定を契機として. 防災の科学技術の研究開発とその実社会への適 用は急速に進み、それまでは自然災害によって 毎年のように千人を超えるような犠牲者を出し ていたにもかかわらず、その後は、1995年の阪 神・淡路大震災まで30年以上にわたり、千人を 超える犠牲者を出す年はなかった。第2の時代 の科学技術を中心とした防災対策の効果は確か に現れており、例えば、2013年11月に発生し た台風ハイエンによってフィリピンでは6000名 を超える犠牲者を出したが、これは、同国の現 状の防災水準が、伊勢湾台風の時代の日本と同 じ程度であることが主たる原因であったと理解 できる. すなわち, 科学技術を中心とした防災 対策を行っていなかったからこそ、こうした甚 大な被害が発生したと考えられる. しかしなが ら、わが国においても1995年の阪神・淡路大震 災や2011年の東日本大震災のような巨大災害に 加えて、毎年のように各地で災害が発生し、被 害が生じている。すなわち科学技術で防止、軽 減できている災害も多いが、依然として全ての 災害を科学技術だけで防止、軽減することが困 難であることを示している.

こうした防災対策の現状は、医療と比較する

ことで、よりその特徴が浮かび上がってくる. 第2の時代の防災は、現在の日本における最も 一般的な医療サービス、すなわち医学による対 処に当たる対策であるといえる. 病気やケガを すれば、病院に行き、専門家である医師の診断 を受け、医師が必要と判断する治療を受けるの が一般的である。そして、病気やケガが完全に 治癒するまでの間は、多少の不便は強いられる が、それがいずれは治るのであれば、患者にと っては大きな問題とはならない。しかし、例え ば、末期の癌のように医学では治療が困難な病 気やケガに直面すると、それは大きな問題とし て患者の前に立ち現れてくる. すなわち, 医学 での治療が困難. 換言すれば. 医学の専門家に もどうすることもできない問題となったとき. 患者はその問題にどう向き合うのかという決定 を迫られるのである。もしも、それまで全く考 えてもいなかったような病気であると診断され、 極めて短い余命の宣告を受けてしまうと、その 後にどのように生きるのかを考えることは容易 ではない.

日本の防災対策も同様の構造となっている. 第2の時代に入り、自然災害による犠牲者が激 減したという事実が、まさしく科学技術による 防災対策の成果である. すなわち医師が科学的 な判断を下して治療を行うのと同様に. 防災の 専門家が科学的な防災対策という治療を行った 結果であると理解できる. そして. 現在の日本 においても依然として発生している災害は、医 学にも治療ができない病気やケガに例えられる. 医療の分野において、 医学を超えた領域の必要 性が叫ばれ、様々な実践が行われている現状を 踏まえるならば、こうした災害とどのように向 き合うべきなのかを, 現在の防災に関する科学 技術だけで、答えを出すことは困難であること が分かる. 知識・技術を伝達するだけを防災教 育と考え、無意図的であっても学習者の主体性 を失わせることは、科学技術による防災対策の 限界に直面した時に、不幸を生み出してしまう 可能性が高いと思われる。こうした不幸を避け るために医療分野と同様に科学技術を超えた防 災対策が求められているといえよう。

5. 主体的な防災の実現可能性—2015 年ネパール地震の被災地から

第2の時代の防災のあり方に適応すべく, 自 ら進んで律しているため, 専門家以外の人々が 主体的に防災を行うことは容易ではないと考え られる. しかし, そもそも日本でいう第2の時 代の防災, すなわち科学技術を中心とした防災 が存在しない, あるいは, そうした防災から疎 外されている人々や社会であれば, 自ずと主体 的に防災に関わらざるを得ない.

2015年4月25日にマグニチュード7.6の巨 大地震に見舞われたネパール連邦民主共和国 (以下、ネパール国)は、アジアで最貧と呼ばれ る国の1つであり、科学技術を中心とした防災 へのアクセスが極めて限定的な国である. この 地震によるネパール国内の被害は、犠牲者8020 名. 負傷者 16033 名. 行方不明者 375 名に加え. 全壊家屋 202157 棟, 半壊·一部損壊家屋 214202 棟に上る、甚大なものであった^[15]、当該地震の 詳細な被害状況については、さまざまに報告が なされているので(例えば,清田他(2015)^[16], 国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害リ スク研究ユニット[17]など)、本稿では省略する が、毎年のように洪水や土砂災害を中心とする 自然災害による被害を出している同国において も、特に甚大な被害を出す災害となった.

ネパール国は、東西方向に細長い国土であり、南北のわずか 200km ほどの距離の間の標高差は南部の海抜 70m から北部のエベレストの 8848m までと、極めて急峻かつ起伏に富んだ地形である [18] . 直線距離はわずかであっても、移動する

場合は、山をいくつも越える必要があり、その 移動距離は非常に長いものとなる.このため. 今回の地震では、救助に際し、ヘリコプターが 多用されたことが報告されている[15]。同国では、 首都カトマンズが位置するカトマンズ盆地を出 ると、道路の整備状況が特に悪く、陸路での移 動が困難となる. 例えば、今回の地震の被災地 の一つである. グデル村を支援している CODE (海外災害援助市民センター) によれば、グデル 村への移動は、最寄りの町から徒歩で2~3日を 要するとの記述がある[21]. このため同国では日 常的に国内の人的、物的移動は限定されている. 加えてインフラの整備は特に地方では進んでお らず、水道や電気がないことは何も珍しいこと ではない. 水道が無ければ. 井戸や川から水を 汲んでくるだけのことである. また, 筆者が 2015年6月に行った現地調査の際に、現地のガ イドから、地方においては、家も自給自足であ るとの説明を受けた. 事実, 2016年3月に筆者 が実施した被災者へのインタビューにおいては、 20名のインタビュー対象者のうち半数以上の12 名が自分自身や家族の協力で家を建築していた. (彼らは建築家や大工・石工ではない.) なお. その材料は、山や川から木や石を集めてくるこ とにより、ほぼ無償で入手している.

ネパール国は、このような社会であるため、地方においては、科学技術による防災を普及することが、現在のところ極めて困難である。その点については、同国の専門家によっても認識されており、地方ではRule of thumb(親指ルール:正確ではないが、実用的な方法)で防災行うことがネパール地震後に政府が主催した会議でも提案されている「^{22]}。その結果、ネパール国の被災地では、各人がさまざまに工夫をしながら、主体的に災害に対処しようとしている。例えば、同国の被災地では、図1に示すような仮設住宅が多数建築されているが、これは、同



図 1 2015 年ネパール地震の被災地(シンドパルチョーク郡)の仮設住宅(筆者撮影)

国の政府が最初に配分した義捐金の額(15000 ネパールルピー)で購入できる材料(トタン板 と柱となる鉄筋)で建てることができるもので ある.しかし、購入した材料だけでは、トンネ ル状となり、両側が吹きさらしになることから、 被災者は各人で工夫して、壁を作っている.(図 1の家では竹で壁を作り、トタン板でドアを作 っている.)また、電気を引く代わりに簡易のソ ーラーパネルで携帯電話の充電を行えるように している家もあった.

また、2016年3月に筆者が実施したインタビュー調査では、今後の災害に備えるために家の再建にあたって、鉄筋コンクリート造の耐震性の高い建物を建設するという意見や、2階建ては危険なので、平屋建てで屋根を軽くするためにトタン葺きにするという意見なども見られ、各人が自分自身で工夫して災害を乗り切る方法を考え、実践しているように思われた。

しかし、ネパール国で見られるこうした防災

対策は、科学技術による防災対策へのアクセスが無いことによって生み出されているという点に留意しなければならない。すなわち、同国においては、日本であれば科学技術によって防止・軽減できているような災害にも見舞われているという問題がある。つまり、前述の日本の防災対策の歴史に従うならば、ネパール国は未だ第1の時代にあるといえる。よって、ネパール国の被災地から日本が学ぶべきことは、主体的に防災に取り組むという人々の姿勢である。日本の防災対策を第1の時代の水準に戻すのではなく、第2の時代の防災を基盤にしつつも、第2の時代の防災対策でも及ばない領域については各人が主体的に防災に取り組めるような状況を生みだすことが求められている。

6. おわりに

熊本地震の発生を受け、防災教育の重要性は 一層高まっているといえる. しかし、防災教育 の歴史は短いこともあり、多くの場合、知識・技術の伝達のみを教育と考える防災教育観に基づいた取り組みとなっている。そして、そうした防災教育観に基づく防災教育は、想定外の問題への対処が困難であるという点と学習者の防災に対する主体性を喪失してしまうという点から決して理想的なものではないことを明らかにした。また、2015年ネパール地震の被災地の状況から、市民が主体的に防災に取り組むことの実現可能性とその課題を指摘した。

現在, 日本においては, 科学技術による防災 が当然視されている. また, 例えば渥美が秩序 化と指摘するように[23], 多様な防災活動を標準 的とされる防災活動に変換しようとするドライ ブもある. こうした状況下で主体的に防災に取 り組むためには、科学技術だけに頼らない防災 の手段を見つけることが必要である. 換言すれ ば、科学技術による防災対策のみを絶対視する のではなく、そうした防災対策も選択肢の1つ として相対視することが求められる. 何が自分 や家族、地域にとって「災害」であるのかを考 え, そうした個別の「災害」に対して採りうる 選択肢を見つけ、実践していくことこそが、第 3の時代の防災には求められているといえよう. したがって、防災教育には、標準化された知識・ 技術を伝達するという役割のみならず、個々の 「災害」に対する多様な防災のあり方が生み出さ れるような協働実践の場の提供も求められてい る.

注

(1) 各社の新聞記事データベースの検索結果.「熊本地震」と「想定外」をキーワードとした AND 検索の結果である.

参考文献

[1] http://www.sankei.com/region/news/160705/ rgn1607050033-n1.html

- [2] 城下英行:第6章 防災共育の実現に向けて, 防災・減災のための社会安全学, ミネルヴァ 書房, pp.98-114, 2014年.
- [3] 高木光太郎:「まなびの凝り」と「まなびほぐし」―「転倒しつつある場」としてのワークショップの可能性に向けて、苅宿俊文・佐伯胖・高木光太郎編:まなびを学ぶ、東京大学出版会、pp.117-150、2012年.
- [4] 文部科学省・気象庁:活断層の地震に備える, 文部科学省・気象庁, 8p., 2017年.
- [5] 文部科学省:「活断層の地震に備える」を文部 科学省と気象庁が共同で作成, http://www. mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/1382242. htm, 2017年2月20日.
- [6] 内閣府世論調査報告書, 防災に関する世論調査, http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-bousai/index.html, 2017年2月20日.
- [7] 柳田邦男:「想定外」の罠―大震災と原発,文 藝春秋, pp.14-55, 2011年.
- [8] ナシム・ニコラス・タレブ:ブラック・スワン (上)(下), ダイヤモンド社, 664p., 2009年.
- [9] Hideyuki Shiroshita: Is disaster education just knowledge transmission? Changing disaster education into co-learning, Giuseppe Forino, Sara Bonati, Lina M. Calandra(eds.), New Trends for Governance of Risks and Disasters: Theory and Practice, Taylor & Francis, forthcoming.
- [10] 公益社団法人日本地震学会 東北地方太平洋 沖地震対応臨時委員会(編):地震学の今を問 う, http://zisin.jah.jp/pdf/SSJ_final_report.pdf, 2017年2月20日.
- [11] 小林傳司:トランス・サイエンスの時代―科 学技術と社会をつなぐ、NTT出版株式会社、 288p., 2007年.
- [12] 藤垣裕子・廣野喜幸(編): 科学コミュニケーション論, 東京大学出版会, 284p., 2008年.
- [13] ミシェル・フーコー: 監獄の誕生―監視と処罰, 田村俶(訳), 新潮社, 345p., 1977年.
- [14] 矢守克也・宮本匠(編): 現場でつくる減災学 一共同実践の五つのフロンティア,新曜社, 194p., 2016年.
- [15] Ministry of Home Affairs, Nepal: Nepal Earthquake 2072: Situation Update as of 11th May, http://drrportal.gov.np/uploads/

- document/14.pdf, 2017年2月20日.
- [16] 清田 隆・合田 且一朗・ポカレル ラマ モハン・キアロ ガブリエル・片桐 俊彦:2015年ネパール地震被害調査報告,生産研究,Vol. 67, No. 6, pp. 695-700, 2015年.
- [17] 国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害 リスク研究ユニット: 2015 年 4 月ネパール 地震(Gorkha 地震) 第1次被害調査報告, http://www.bosai.go.jp/saigai/2015/ pdf/20150611_01.pdf, 2017年2月20日.
- [18] Nusha Raj Shrestha: Nepal Earthquake 2015: Features & Issues of Response, Special Talk at 'Ba Naqia Forum Sub-Forum in Japan', 2016年11月17日.
- [19] 内閣府:平成28年(2016年) 熊本県熊本地方 を震源とする地震に係る被害状況等について (平成28年12月14日18時現在), http://www. bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/

- h280414jishin_37.pdf, 2017年2月20日.
- [20] 矢守克也: 天地海人―防災・減災えっせい辞典, ナカニシヤ出版, 168p., 2017年.
- [21] CODE: ネパール地震救援プロジェクト (継続), http://www.code-jp.org/nepal/, 2017年2月20日.
- [22] V. Thiruppugazh: Disaster Management Capacity Building, http://icnr2015.mof.gov.np/uploaded/Disaster_Management_Capacity_Building_24th_June.pdf, 2016年3月1日.
- [23] 渥美公秀: 秩序化のドライブ, 矢守克也・渥 美公秀編著: ワードマップ防災・減災の人間 科学, 新曜社, pp.162-168, 2011年.

(原稿受付日:2017年2月28日) (掲載決定日:2017年2月28日)